10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

仲裁条項の内容：裁判所を使わないと決める一行

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　問題の所在：訴訟と仲裁のどちらを選ぶか

紛争解決条項のドラフトで管轄の話が片づくと、次に出てくるのが仲裁です。海外の取引先から届いた契約書案に仲裁条項が入っている。自社から出す契約書に入れるかどうかを聞かれる。

仲裁条項は合意管轄条項のすぐ隣に置かれることが多く、同じ種類の条項に見えます。どちらも揉めたときの行き先を決める条項だからです。ただ、効き方が違います。合意管轄条項は訴訟をどの裁判所でやるかを決め、仲裁条項は訴訟をしないと決めます。

仲裁合意があるのに訴えが提起されたとき、被告が申し立てれば、裁判所は原則として訴えを却下しなければなりません（注1）。仲裁合意は、訴権の放棄の合意を含むものです（注2）。

仲裁条項は、裁判所への道を閉じる条項です。管轄条項が「どの裁判所か」を決める条項であるのに対して、仲裁条項は「裁判所を使わない」ことを決める条項で、判断の重さが違います。それでいて、契約書の見た目の上では、同じ一行です。

もっとも、日本国内の取引でこの条項が使われる場面は限られています。

> 仲裁は上記のような利点を有するものの，日本国内の取引においては専門性の高い分野に関する取引を除いては契約書で仲裁手続を選択するケースは多くはないようである。（注3）

では、どういうときに選ぶのか。選ぶと決めたら、何を書けばよいのか。以下、制度の枠組み（二）、解釈（三）、契約書への落とし込み（四）の順に見ます。

二　制度の枠組み

1　仲裁合意の効力（仲裁法13条・14条）

仲裁合意とは、既に生じた民事上の紛争か、将来において生ずる一定の法律関係に関する民事上の紛争の全部か一部の解決を1人または2人以上の仲裁人にゆだね、かつその判断に服する旨の合意です（2条1項）。既に生じた紛争を対象にすることもできますが、契約書に置く仲裁条項は「将来において生ずる」紛争を対象とするものです（注4）。なお、仲裁法は、令和5年法律第53号の施行（2028年6月13日の予定）により条番号が2条ずつ繰り下がります（13条は15条に、14条は16条に）。本稿は現行の条番号で示しています。

効力の限界が13条1項にあります。

> 第十三条（仲裁合意の効力等）
> 仲裁合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事上の紛争（離婚又は離縁の紛争を除く。）を対象とする場合に限り、その効力を有する。（注5）

対象の制約は3つです。一定の法律関係に関する紛争であること（2条1項）、民事上の紛争であること、当事者が和解できる紛争であること。中身は三で見ます。

方式は書面です（13条2項）。当事者が署名した契約書の中に仲裁条項を置けば、この要件を満たします。仲裁条項を記載した別の文書（約款など）を契約書が引用している場合も書面によるものとみなされ（同条3項）、電磁的記録でも構いません（同条4項）。通常の契約書に一条置けば足ります。

契約書の他の条項が無効・取消しで効力を失っても、仲裁合意は当然にはその効力を妨げられません（13条7項）。契約が無効だという争いも仲裁で判断できるようにする趣旨と読めます。

そして、本稿の出発点である14条1項です。

> 第十四条（仲裁合意と本案訴訟）
> 仲裁合意の対象となる民事上の紛争について訴えが提起されたときは、受訴裁判所は、被告の申立てにより、訴えを却下しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
> 一　仲裁合意が無効、取消しその他の事由により効力を有しないとき。
> 二　仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき。
> 三　当該申立てが、本案について、被告が弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした後にされたものであるとき。（注6）

押さえておきたいのは3号です。訴えられた側が本案について弁論を始めてしまえば、もう却下は求められません。仲裁条項のある契約で訴状が届いたら、最初の期日までに判断が要ります。

なお、仲裁合意があっても、保全処分は裁判所に申し立てられます（15条）。仮差押えや仮処分の道まで閉じるわ

けではありません。

2　仲裁地・仲裁機関・仲裁人の数・言語（16条・17条・26条・28条）

仲裁条項に何を書くかは、書かなかったら何が決まるのかを見ると分かります。仲裁法は当事者の合意を第一順位に置き、合意がないときの受け皿を用意しています。

項目	条文	合意がないとどうなるか
仲裁人の数	16条	当事者が2人なら3人（16条2項）。3人以上なら裁判所が定める（同条3項）
仲裁人の選任	17条	各当事者が1人ずつ選び、その2人が残り1人を選ぶ（17条2項）。滞れば裁判所が選任する
手続の準則	26条	仲裁廷が適当と認める方法で実施する（26条2項）
仲裁地	28条	仲裁廷が当事者の利便その他の事情を考慮して定める（28条2項）
仲裁人の報酬	50条	仲裁廷が相当な額を決定する（50条2項）

仲裁人の数が典型です。当事者が2人で合意がなければ3人とされ（16条2項）、3人分の報酬を当事者が負担します（50条）。仲裁人の人数は、仲裁手続の費用に直結します（注7）。1人でよい事件なら、そう書いておくべきです。

これらの事項は、仲裁条項に定めていなければ仲裁機関の仲裁規則に従って決定されます。規則とは異なる定めをしたい場合に、仲裁条項に盛り込むことになります（注7）。

ここで階層がひとつ増えている点に注意してください。**埋める順番は、条項 → 仲裁機関の規則 → 仲裁法です。**仲裁機関を書いておけば、書かなかった部分はその機関の規則が埋めてくれる。機関も書かなければ、仲裁法の規定まで落ちていきます。

機関を使わない仲裁（アドホック仲裁）もできますが、機関の規則にない特殊な手続で進めたい場合を除き、あえてアドホック仲裁によることはあまり賢明ではないと考えられます（注8）。これを予定する条項は、ほとんどないのが実情と考えられます（注7）。

3　執行：ニューヨーク条約

仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有します（45条1項）。相手が任意に従わないときは、裁判所に執行決定を求めてから（同項ただし書、46条1項）強制執行に進みます。国内だけなら、判決をもらうのと変わりません。

差が出るのは国外です。ある国における仲裁判断を外国で執行することは、判決に基づく執行の場合と異なり、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（通称ニューヨーク条約）を締結している国の間では、比較的容易に認められます（注3）。したがって国際取引においては、紛争解決後の執行の実現可能性まで踏まえ、仲裁を選択する場合が多くなります（注3）。

日本の判決を相手国で執行できるかは、その国が日本の判決を承認するかどうかにかかっています。仲裁判断なら、条約の加盟国どうしであれば道筋がある。**国際取引で仲裁を選ぶときに大きいのは、勝った後に回収できるかどうかです。**

三　解釈：仲裁合意の範囲はどこまで及ぶか

1　「一定の法律関係」はどこまで特定すればよいか

13条1項と2条1項から、対象は「一定の法律関係に関する」紛争でなければなりません。合意管轄条項（民訴法11条2項）と同じ考え方です。当事者の間に発生する一切の紛争を対象とする条項は仲裁合意とは認められませんが、「一定の法律関係に関する民事上の紛争」とは、ある程度、合意の対象となる紛争の範囲を特定する程度で足りるので、「この契約に関して生じる紛争」であっても、一定の法律関係に関する紛争と認められます（注9）。実務上ここで詰まることはほとんどなく、「本契約に関して」と書いてあれば足ります。

2　対象にできない紛争がある

民事上の紛争でなければならず、刑事事件や行政上の紛争は対象になりません（注9）。

当事者が和解できる紛争であることも要ります。親子関係や婚姻関係をめぐる人事上の紛争、会社関係事件のうち株主総会の決議取消しや決議無効、新株発行の無効等の紛争は、仲裁条項の対象とはできません（注9）。

一方、知的財産権をめぐる紛争は、権利の有効性が争点になる場合であっても、対世的な有効・無効を判断するものではなく、当事者間の紛争について判断する限りにおいて仲裁条項の対象となり得ます（注9）。ライセンス契約に仲裁条項を置く実務は、この理解の上にあります。

3　消費者・労働者が相手だと、条項が効かない

事業者間の契約とは別の線が引かれている場面があります。将来の紛争を対象とする消費者と事業者の間の仲裁合意は、当分の間、消費者が理由を問わず解除できます（附則3条2項。消費者自身が仲裁を申し立てた場合を除きます）。契約書に置いても、消費者側が解除すれば効力を失う。既に発生した紛争について改めて仲裁合意をした場合は、この限りではありません（注10）。

個別労働関係の紛争はさらに強く、条項そのものが無効です。

> 附則第四条（個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意に関する特例）
> 当分の間、この法律の施行後に成立した仲裁合意であって、将来において生ずる個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。）を対象とするものは、無効とする。（注11）

雇用契約や、実質が個別労働関係紛争にあたる業務委託契約の雛形に仲裁条項を入れても、将来の紛争には働きません。

4　条項が入っていても、合意が成立しているとは限らない

三のうち実務でいちばん争われるのがここです。仲裁合意には仲裁しか選択し得ないという重大な効果があるため、その成立には当事者間において仲裁付託の意思が合致していることが必要で、この意思の存否をめぐって争いになることも多いところです（注12）。

とくに約款に仲裁条項が設けられている場合に争われる事例が多くみられます（ただし、多くは古い事例です）。裁判例は、約款の中に仲裁条項があることの一事で成立を認めるわけではなく、条項の文言を理解できるだけの能力や経験が当事者にあるか、その種の約款を使った経験があるか、専門的な知識を有する第三者が介在したか、締結手続の経緯、約款の内容について通読や説明がなされた経緯があるか等を総合的に考慮して判断している事例が多いところです（注12）。

この不安定さは、約款を作る側にも意識されています。公共工事標準請負契約約款と民間（七会）連合協定の工事請負契約約款は、約款自体で仲裁合意を成立させず、一定の場合に当事者が新たに仲裁合意書を締結して建設工事紛争審査会の仲裁に付する建て付けをとっています。前者の条項は、以前は仲裁合意そのものを定める条項でしたが、仲裁合意の成否に争いが生じる事例がみられたことから、平成7年度の改正で現在の条項に変更されたものです（注13）。

成立が認められても、抗弁として通らないことがあります。サブリースの管理会社を関連会社に移す合意書にオーナーが署名したところ、移行先の会社の契約書に仲裁条項があり、未払賃料を請求した訴訟でその会社が訴えの却下を求めた事案です。条項自体はよく書けていました。

> 本契約に関連する紛争は、一般社団法人日本商事仲裁協会（以下「日本商事仲裁協会」という。）の商事仲裁規則に従って、非公開仲裁により最終的に解決されるものとする。当事者は、この合意に基づく法的効果として、相互に訴訟提起をしないことを約するとともに、仮に一方により訴訟が提起されたとしても、上記仲裁合意が妨訴抗弁となり、訴訟が当然に却下されるべきことを相互に確認する。（注14）

裁判所は、オーナーと移行先の会社との間で、契約内容を仲裁条項を含む契約書によるとする合意があったことは認めました。そのうえで、仲裁合意が有効かどうかには立ち入らず、オーナーに署名押印を求めた際に契約書を送付も説明もしていないこと、送付した連絡文書に契約内容には変更がないものと誤信させるような記載があったこと、請求金額20万円の場合に管理料金2万円のほか仲裁人報償金が200万円（上限）とされており、仲裁申立時に要する費用が請求額を上回る可能性が高く仲裁手続を利用するのは事実上困難であることを挙げ、仲裁合意が有効であるとしても抗弁は権利の濫用に当たる、と結論しました（注14）。

> 以上の事情を考慮すると、原告Ｐ２及び原告Ｐ３と被告ライフスターとの間の本件仲裁合意が有効であるとしても、被告ライフスターの本件仲裁合意の抗弁は権利の濫用に該当し、許されないというべきである。（注14）

文言を尽くしても、説明していないことと、費用が請求額に釣り合わないことで、抗弁は通りませんでした。

四　契約実務への還元

1　仲裁を選ぶ場面、選ばない場面

仲裁のメリットは、非公開性、手続の自由度、解決までの期間の短さ、判断権者を選択できること、判断の幅の広さです。デメリットは、当事者の合意が必要なこと、不服申立てができないこと、費用が比較的高額であること、結果の予測が困難であることです（注15）。

なかでも非公開性と、専門性を有する判断権者を選択できるメリットは大きく、秘匿性が高く専門性を要する点が争点となる紛争では、仲裁条項を採用するケースが多くなってきています（注15）。

仲裁が向くのは次の場合です。

選ぶ理由	具体的な場面
執行	相手が外国法人で、日本の判決では現地で回収できない
非公開	技術情報・営業秘密が審理に出る。紛争の存在自体を伏せたい
専門性	知的財産、システム開発、海事など、争点が技術的。当該専門技術分野に明るい第三者が仲裁人となることが期待できる（注3）
柔軟さ	オール・オア・ナッシングとなることの多い判決と違い、解決内容を柔軟に定められる（注3）
速さ	一回限りの判断で早く終わらせたい

逆に、選ばない理由も同じ表の裏側にあります。少額の債権回収なら、三の4で見たとおり、仲裁の申立てに要する費用が請求額を上回ることさえあります。

実務書の著者は、日本国内の状況をこう書いています。

> 前述（246頁）のとおり、仲裁手続には訴訟と比較して紛争解決までの時間が短いなどのメリットがあるのですが、日本国内における紛争において、仲裁手続を選定することはまだきわめて稀な状況です。筆者自身も、数えるほどしか経験がありません。その理由はさまざまですが、筆者の感想としては、上訴手続が存在していないので当事者自身の納得感が得にくいことや、訴訟手続と比較してその判断に対する信頼性の担保が小さいこと（このため、大きな事件になればなるほど、さまざまなステークホルダーの納得を得られにくいこと）等が理由ではないかと考えています。（注16）

国内取引の雛形に仲裁条項を入れるなら、上の表のどれに当たるかを言えることが前提です。言えないなら、合意管轄条項のほうが素直です。

2　機関のモデル条項をそのまま使う

仲裁を選ぶと決めたら、条項は自作せず、仲裁機関が公表しているモデル条項をそのまま使うのが安全です。日本商事仲裁協会（JCAA）が推奨している条項は次のものです。

> この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京（日本）とする。（注17）

短い条項ですが、同協会は、実務上特に重要な取決めとして次の3点を挙げています。

> 一定の紛争について仲裁により最終解決をすることを明確にすること
> 仲裁機関名を正確に記載すること
> 仲裁地（注17）

この3点の裏返しが、そのまま落とし穴になります。

「仲裁により最終的に解決される」と書ききる。「仲裁に付することができる」「協議のうえ仲裁または訴訟により解決する」と書くと、仲裁に付託する意思が合致しているのかが争点になります。三の4で見たとおり、仲裁合意の成否は総合考慮の世界に入ってしまいます。

機関名は、法人格を含む正式名称で、規則名まで書く。同協会は、規則を特定せず単に同協会のもとで仲裁を行う旨のみを規定していた場合には商事仲裁規則が自動的に適用されるとしていますが（注17）、それは機関名が特定できている場合の話です。存在しない機関名を書けば、その条項で手続は始まりません。

仲裁地も落とせません。同協会は、仲裁地は仲裁手続に適用される国の法律等を確定する基準となる上、審問を会議室で行う場合には実際に仲裁地の都市で開かれることが多く、実務上重要な項目です、としています（注17）。書かなければ仲裁廷が決めます（28条2項）。相手国が仲裁地になれば、審問を会議室で行う場合にはその都市で開かれることが多く、渡航や現地の代理人の費用がかかりえます。もっとも、仲裁地と実際の審問の場所は一致するとは限らず、仲裁廷は仲裁地以外の場所で審問などを行うこともできます（28条3項）。

3　足すなら、人数・言語・協議の前置

モデル条項に足すかどうかを判断するのは、この3つくらいです。仲裁人の数。書かなければ機関の規則、それもなければ3人です（16条2項）。争いの規模に比べて3人が重いなら、1人と書きます。JCAAは「仲裁人の数は（人数）とする。」という追記例を示しています（注17）。

手続の言語。日本語で進めたいなら書きます。同協会の追記例は「仲裁手続は(言語名)で行われるものとする。」です（注17）。

協議の前置。一定期間の協議を経てから仲裁に移る形にすることもできます。記載例としては、書面で協議を行うことを通知でき、通知の受領から45日が経過しても解決に至らない場合に仲裁に移るもの（注18）や、協議を開始した後30日を経過しても解決しない場合とするもの（注19）があります。

前置を置くときは、期間の起算点を明確にしておきます。「協議が調わないとき」だけでは、いつ仲裁を申し立てられるのかが決まらず、そこが争点になります。

4　交差型は使えるが、原告地主義は避ける

仲裁地をどちらの国にするかで折り合わないとき、申し立てる側が相手国の仲裁機関に申し立てる組み方があります。交差型仲裁条項（被告地主義仲裁条項）です。JCAAは、相手国での仲裁申立てが一定のハードルとして機能するので、仲裁申立てを回避して交渉による解決を促す効果が期待される、としています（注17）。採るときは、二重に手続が走らないよう、一方が開始したら他方はその手続に排他的に服する旨の一文を入れます（注17）。

似て非なるものが原告地主義です。同協会は、「当事者はそれぞれ自国の仲裁機関に申し立てできる」とする条項について、早く自国での仲裁申立てをすることを促進する効果を持ちますので、お薦めできません、とはっきり書いています（注17）。

5　相手から仲裁条項を提示されたら

受け取る側の見方も、上と同じ順序で足ります。仲裁地はどこか。自社から遠ければ、審問への出席や現地の代理人の手配が必要になるかを確かめます。機関はどこで、その規則は読めるか。仲裁人の数と言語はどうなっているか。そして、争いになりそうな金額と、仲裁の申立てに要する費用が釣り合っているか（注14）。

対象範囲も見ます。修正の過程で合意管轄条項と仲裁条項の両方が残っていると、どちらが優先するかが最初の争点になります。仲裁で行くなら管轄条項は落とすか、仲裁

判断の取消し・執行決定のためのものだと分かる書き方にします。

雇用や個別労働関係紛争にあたる契約なら、将来の紛争については無効です（附則4条）。消費者向けの約款なら、相手方が解除できます（附則3条2項。消費者自身が仲裁を申し立てた場合を除く）。

本稿で扱わなかったこと

仲裁手続そのもの（仲裁廷の構成、審理、仲裁判断の取消し、執行決定）は契約書の話を超えるので、条文の所在を示すにとどめました。

準拠法条項は別稿「準拠法条項の設計と通則法7条」が、国内の管轄条項は別稿「専属的合意管轄条項の設計：どこで裁判をするかを先に決める」が扱います。国際裁判管轄の合意（民訴法3条の7）は、本稿では扱いません。

各仲裁機関の規則の内容（管理料金、仲裁人報酬、迅速手続の適用範囲）は機関ごとに異なり、改定もされます。条項を書くときは、その時点の規則を機関のウェブサイトで確認してください。

参考文献等

（注1）仲裁法14条1項
（注2）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）247～248頁
（注3）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）646頁
（注4）前掲注2・243頁
（注5）仲裁法13条1項
（注6）仲裁法14条1項
（注7）前掲注2・249頁
（注8）前掲注3・646～647頁
（注9）前掲注2・244～245頁
（注10）前掲注2・245頁
（注11）仲裁法附則4条
（注12）前掲注2・248頁
（注13）前掲注2・251～252頁
（注14）東京地判令和4年9月13日（令和3年（ワ）第4801号）
（注15）前掲注2・246～247頁
（注16）前掲注2・252頁のColumn「日本における仲裁事件の状況について」
（注17）一般社団法人日本商事仲裁協会「仲裁条項の書き方」（https://www.jcaa.or.jp/arbitration/clause.html）
（注18）前掲注2・250頁の記載例④
（注19）前掲注3・647頁の条項例③

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/chusai-joko-naiyo/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「仲裁条項の内容：裁判所を使わないと決める一行」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。